

## 名義株の変更と贈与税

**Q** : 当社の株には名義株があります。会社法の施行に際して、名義を戻したいのですが注意することはありますか？

**A** : 名義株であるということを立証できるようにしておかないと、贈与税の問題が発生してきますので注意してください。

### 【解説】

税務では、株式等の名義変更があった場合において、対価の授受が為されていないときは、原則として贈与があったものとして取り扱われることとなっています。

したがって、その名義変更が単なる名義貸しを理由とした真正の名義回復によるものでなければ、贈与税の課税関係が発生することとなりますが、名義貸しであったかどうかは、事実認定によることとなります。

名義貸しとなっていた要因には、政策的な理由であるとか、法的制約から逃れるためであるとか、単なる変更手続きのし忘れなどが考えられますが、名義株であることを立証できない場合には、贈与税が課税されることとなりますので十分注意してください。

なお、名義変更が次のような場合には、贈与税は課税されません。

- ① 他人名義の変更が、過誤、軽率によるものであることが確認できる場合
- ② 他人名義の変更が、法令等による所有権の制限ややむを得ない理由に基づく場合
- ③ 名義人との合意による名義の借用で、その事実を確認できる場合

